

評価実施	令和 6 年度	事務事業マネジメントシート						
事務事業名	学校開放運営事業				主管部	教育部	主管課	生涯学習課
政策名	3 文化・生涯学習・スポーツ							
施策名	基本施策8 スポーツの振興							
予算科目	会計 一般	款 1	項 0	目 7	事業コード 020156800	法令根拠	スポーツ基本法第13条	
事業期間	☐ 単年度のみ		☒ 単年度繰返		☐ 期間限定複数年度		→ (年度 ~ 年度)	

事務事業の概要	
事業内容	活動実績及び事業計画
社会体育の普及並びに幼児、児童及び生徒の安全な遊び場の確保のために、また市民のスポーツ及びレクリエーションの場に供するため学校施設の開放を実施している。 (1)小学校の校庭・体育館開放 総合体育館の財団嘱託職員が担当。業務内容は①電話受付②許可書の発行③各小学校並びに利用者との連絡調整等④生涯学習課へ受付簿の提出④台帳作成など (2)中学校の校庭開放 平成27年度に第三中学校夜間照明を設置し、設備利用料の収納業務を平成28年度から財団へ委託している一方、生涯学習課では雨天中止時の利用料還付事務を行っている。	令和5年度の実績(令和5年度に行った主な活動を具体的に記載) ・小学校体育館及び校庭開放 ・中学校校庭開放 令和6年度以降の事業計画(令和6年度以降に計画している主な活動を具体的に記 令和5年度と同様に小学校の校庭・体育館開放及び中学校の校庭開放を行うほか、 10月から新たに中学校体育館の開放を実施する。

1 現状把握の部 (PLAN) (DO)

(1) 事務事業の目的
この事業を実施する経緯・背景・課題等(なぜこの事業を行うのか) スポーツ基本法第13条の規定により「学校設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」としている。国立市における社会体育の普及並びに幼児、児童及び生徒の安全な遊び場の確保のために、また市民のスポーツ及びレクリエーションの場に供するため学校施設の開放を実施している。
事業の対象者及び対象とした理由(できるだけ細かくセグメント化する) 市民及び市内在勤又は在学の者
この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道筋 スポーツ・レクリエーションを行える場所を確保することで、より市民がスポーツに親しむための機会を提供する。

(2)各指標等の推移

項目	名称	単位	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)(A)	令和5年度 (決算見込み)(B)	令和6年度 (令和6年度目標 値)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)
① 活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	学校校庭・体育館開放日数	ア 日	1,872	2,202	1,883	2,202		-319
		イ						0
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)	国立市人口	ア 人	76,423	76,278	76,182	75,816		-96
		イ						0
③ 成果指標 (事務事業の達成度を表す指標)	団体開放利用団体数	ア 団体	2,565	3,035	2,529	3,035		-506
	団体開放利用者数	イ 人	73,588	94,932	76,016	94,932		-18,916
	個人開放利用者数	ウ 人	9,260	10,098	7,823	10,098		-2,275
④ 上位成果指標 (施策の達成度を表す指標)	日常でスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	ア %	57.0	57.0	57.6	62.5	64.0	0.6
		イ						0

(3)事務事業コストの推移

項目			単位	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)(A)	令和5年度 (決算見込み)(B)	令和6年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)
支出内訳	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1		0
		延べ業務時間	時間	300	500	500	500		0
		正規職員人件費計(C)	千円	1,200	2,000	2,000	2,000		0
		会計年度任用職員従事人数	人	1	1	1	1		0
		延べ業務時間	時間	1,142	1,159	1,142	1,142		-17
		会計年度任用職員人件費計(E)	千円	1,558	1,507	1,638	1,999		130
		人件費計(F)	千円	2,758	3,507	3,638	3,999		130
	事業費	物件費・維持補修費	千円	13,761	14,506	14,172	14,948		130
		扶助費	千円						0
		補助費等	千円						0
		繰出金	千円						0
		その他(普通建設事業費・公債費・投資及び出資金等)	千円						0
		事業費計(G)	千円	13,761	14,506	14,172	14,948		-334
	歳入	国庫支出金	千円						0
		都支出金	千円						0
		地方債	千円						0
		その他	千円						0
		歳入計(H)	千円	0	0	0	0		0
	事業費における一般財源 (G)-(H)			千円	13,761	14,506	14,172	14,948	-334

2 評価の部(CHECK)

必要性評価 有効性評価 効率性評価 公平性評価	① 事業の必要性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 妥当である ⇒【以下に理由を記入】 スポーツ基本法第13条の規定により、「学校設置者は、その設置する学校の教育に支障がない限り、当該学校のスポーツ施設のための利用に供するよう努めなければならない」とされており、同法上において学校設置者とは、大学以外については地方公共団体に設置されている教育委員会を指している。
	② 事業の有効性 成果指標は目標を達成しているか？ 施策の目的に十分貢献しているか？ 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 十分有効的である ⇒【以下に理由を記入】 学校教育に支障のない範囲での施設開放となるため、開放施設の確保が課題となっている。
	③ 事業の効率性 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)さらなる歳入を確保できないか？やり方を工夫して延べ業務時間数を削減できないか？成果を下げずに外部委託できないか？	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 十分効率的である ⇒【以下に理由を記入】 施設の老朽化や利用者の増加に伴い、維持管理経費の支出が伴う。人員面に関しては、平成19年度より定員管理計画により正規職員が1名減で嘱託員となり、学校開放についての受付事務等を財団に委託し対応している一方、器具修繕、苦情対応等については、生涯学習課職員が随時対応している。また、安全管理員については、小学校における校庭及び体育館の個人利用並びに校庭の団体利用実施時のみに配置しており、必要な措置であることから削減できる見込みはない。
	④ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☒ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 公平・公正である ⇒【以下に理由を記入】 学校体育館空調設備について、利用団体がこれを利用する場合に、実費相当額の費用負担を検討していく。一方で、学校開放以外に学校長裁量で地域の団体に体育館を貸し出す場合の扱いについても整理が必要である。
⑤この事業の対象者からの意見(想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？) 利用希望団体の増加や、学校施設の改修工事や学校行事で利用できない期間の発生に伴い、対象施設の拡大について要望が寄せられている。		
⑥この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？ 三中夜間照明設置により、中学校開放利用者数は増加しており、成果向上に繋がっていると考えられる。		

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(ACTION)

(1) 評価結果 ① 必要性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり		(2) 全体総括(振り返り、反省点) 学校教育に支障のない範囲での施設開放となるため、学校行事の準備等で利用できない期間について、利用者からは活動場所の確保が課題との声が届いている。スポーツ・レクリエーションを行える場所を確保することは、市民が、スポーツ・レクリエーションを楽しみ、健康増進に繋がるため、今後も学校側への調整・協力を求めていくことが必要である。また、体育館空調設備の導入に伴い、利用団体の実費相当額程度の利用料金導入について検討が必要である。
(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・具体的に記載 ☒ 改善策を検討・実施する ⇒【以下に具体的に記入】 ☐ 現状維持(担当課評価がすべて適切である場合)		
有効性改善 【改善策】 学校教育に支障のない範囲での施設開放となるため、利用者からは活動場所の確保が課題との声が届いており、令和6年10月から中学校の体育館開放を新たに実施する。	【改善策を実施した場合の効果】 対象施設が増えることで、市民等のスポーツ・レクリエーション機会の拡充につながる。	
公平性改善 【改善策】 学校体育館空調設備を順次整備しているところであるが、利用団体もこれを利用する場合の実費相当額の費用負担を検討していく。	【改善策を実施した場合の効果】 空調使用料を徴収することで、受益者負担の観点からの公平性を担保することができるとともに、新たな財源の確保を行うことができる。	
【改善策】	【改善策を実施した場合の効果】	
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 学校開放事業については、学校教育に支障のない範囲での施設開放が前提となるため、利用できる枠は限られてしまう。令和6年10月から新たに実施する中学校の体育館開放を適切に運営することで、活動場所の確保に努める。		
(6) 令和7年度予算編成に向けて 【予算規模】 現状維持		【取組方針】 令和6年10月から新たに中学校の体育館開放を行うこととしており、スポーツ・レクリエーションの機会の提供、健康増進に向けて引き続き取り組む。なお、体育館空調を含む施設使用料の徴収については検討を進めていく。